

## 予定価格を事後公表とすることについて

(平成29年4月1日以降指名通知分)

平成29年4月1日以降に指名通知する入札から、予定価格を「事後公表」とするよう改正しました。

そのため指名通知書において「予定価格」、「入札書比較価格」は通知しません。

入札の方法は下記の扱いとなりますのでご確認ください。

### 記

入札回数は3回までとなりますので「入札書」は3枚用意してください。

1回目は「入札書」と「工事費内訳書」を提出

2回目、3回目は「入札書」のみを提出

※「入札書」に押印する印鑑の持参を忘れないようにしてください。

### 2回目、3回目の入札(再度入札)について

1回目の入札で落札者が決まらない場合※は、その場で2回目の入札を行います。

※落札者が決まらない場合とは、全ての参加者の入札の結果が次の①または②の場合です。

(辞退等で参加しなかった者・1回目の入札で無効となった者は、2回目の入札には参加できません。)

- ①予定価格を超えた入札
- ②判断基準額又は最低制限価格未満の入札

2回目でも落札者が決まらない場合は、その場で3回目の入札を行います。

●2回目、3回目の入札では、次の①または②に該当しない入札は無効となります。

(2回目の入札で無効となった者は、3回目の入札には参加できません。)

- ①予定価格を超えた入札は最低金額を示すので、その額未満での入札
- ②判断基準額又は最低制限価格未満の入札は最高金額を示すので、その額を超える額での入札

問い合わせ先 周南市契約監理課 工事担当

電話 0834-22-8425